

平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和 元 年 6 月 5 日
独立行政法人自動車事故対策機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）（以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめたので公表します。

1. 平成 30 年度の経緯

環境配慮契約法及び平成 19 年 12 月に閣議決定（平成 31 年 2 月 8 日変更閣議決定）された「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、可能なものから環境配慮契約の推進を図ることとした。

2. 平成 30 年度における独立行政法人自動車事故対策機構の環境配慮契約の締結状況

(1) 電気の供給を受ける契約

平成 30 年度においては、賃貸ビル等に入居しており、電力会社とは直接契約をしていないため、環境配慮契約は実施しなかった。

(2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

平成 30 年度においては、契約案件がなかった。

(3) 船舶の調達に係る契約

平成 30 年度においては、契約案件がなかった。

(4) 省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約

平成 30 年度においては、契約案件がなかった。

(5) 建築物に関する契約

平成 30 年度においては、契約案件がなかった。

(6) 産業廃棄物の処理に係る契約

平成 30 年度においては、契約案件がなかった。